

許可を要しない営業施設のうち輸入食品を取扱う施設(新法に基づいた届出業種)(令和5年度夏期一斉取締り)

		調査・監視指導 (1)	違反発見施設数 (2)	違反件数				その他 (6)	営業・業務禁止命令 (7)	営業・業務停止命令 (8)	処分件数			処分以外の処置件数 (12)	告発件数 (13)
				設備の不備 (3)	食品の取扱不良 (4)	表示基準違反					物品廃棄命令 (10)	その他 (11)			
						食品衛生法 (5-1)	健康増進法 (5-2)								
旧許可業種であった営業	魚介類販売業(包装のみ)	39													
	食肉販売業(包装のみ)	51													
	乳類販売業	62													
	氷雪販売業														
販売業	コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)	22													
	弁当販売業	3													
	野菜果物販売業	10													
	米穀販売業	2													
	通信販売・訪問販売による販売業														
	コンビニエンスストア	15													
	百貨店、総合スーパー	42													
	自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く)	11													
製造・加工業	その他の食料・飲料販売業	27													
	添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く)														
	いわゆる健康食品の製造・加工業(飲料の製造を除く)	2													
	コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く)	11													
	農産保存食料品製造・加工業	1													
	調味料製造・加工業	6													
	糖類製造・加工業	1													
	精穀・製粉業	6													
	製茶業	1													
	海藻製造・加工業	6													
上記以外のもの ※改正法による改正後の法第68条第3項において準用される者を含む	卵選別包装業	1													
	その他の食料品製造・加工業	10													
	行商														
	集団給食施設														
	学校	5													
	病院・診療所 事業所 その他	2													
器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る)															
露天、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	3														
その他															
小計		332	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

※許可を有する営業施設で計上した施設のうち、輸入食品を取扱う施設を再掲してください。

輸入食品を取扱う施設： 輸入食品を販売する施設または輸入食品を原材料として調理・加工・製造する施設